

令和3年度

業 務 委 託 仕 様 書

業 務 名 山の手小学校仮設校舎賃貸借

1 業務名

山の手小学校仮設校舎賃貸借

2 設置場所

札幌市立山の手小学校敷地内（札幌市西区山の手5条6丁目1番地1号）

3 業務概要

山の手小学校の改築に伴う、仮設校舎の設置・撤去及び賃貸借に係る業務

4 規格・仕様等

(1) 賃貸借物件

山の手小学校仮設校舎

(2) 整備概要

ア 仮設校舎棟	: 鉄骨造2階建	延べ面積	4, 222. 000 m ²
イ 仮設渡り廊下棟	: 鉄骨造平屋建	延べ面積	105. 320 m ²
ウ 仮設除雪物置	: 鉄骨造平屋建	延べ面積	6. 740 m ²
エ 仮設物置	: 鉄骨造平屋建	延べ面積	39. 830 m ²
エ その他、既存屋内運動場との接続（設備含む）・屋外工事等			

(3) 整備内容

別添設計図書による

5 契約期間

本契約締結の日から令和6年7月15日までとし、各期間は、下記のとおりとする。

なお、各期間は、建物の建設に係る建築基準法第18条による検査等及び学校の引越等の日程を踏まえ、教育施設という特性に配慮し、教育環境に支障をきたさないよう学校管理者との協議により調整し、遵守すること。

(1) 建物の建設期間

本契約締結の日から令和4年3月25日まで。（建築基準法第18条による検査は令和4年3月17日までに実施。）

(2) 建物の賃貸借期間

令和4年3月26日から令和6年4月12日まで

(3) 建物の解体・撤去期間

令和6年4月13日から令和6年7月15日まで

6 契約金額

契約金額の按分方法については、下記のとおりとする。なお、下記計算式内に1円未満の端数が生じた場合は原則として四捨五入し、合計金額が入札書記載金額と合わない場合は調整を行う。

- (1) 仮設校舎の建設費（既設校舎等に係る改修・解体工事費を含む。）
(入札書記載金額×77%) + 消費税及び地方消費税の額
- (2) 仮設校舎賃貸借料(1ヶ月あたり)
{(入札書記載金額×6%)/24.6} + 消費税及び地方消費税の額
(令和4年3月26日～令和4年3月31日および令和6年4月1日～令和6年4月12日の賃貸借料は、当該月の暦日数に基づく日割計算により算定した額とする。)
- (3) 仮設校舎の解体・撤去費
(入札書記載金額×17%) + 消費税及び地方消費税の額

7 一般事項

- (1) 関係法令に遵守すること。(なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正政令(令和3年4月1日施行)により、延べ面積が2,000㎡以上の公立小中学校等においても適合する必要があるため、留意すること。)
- (2) 業務にあたって現地調査を行い、十分に現況を把握し、業務主任と連絡を密に十分な打合せ、指示により行うこと。
- (3) 必要に応じ各段階ごとの計画書を提出し、業務主任の指示を受け業務を進めること。
- (4) 業務にあたり、建設副産物発生抑制や再利用の観点重視して業務を遂行する。
- (5) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (6) 受注者は納品時に梱包材等の廃棄物を回収し、適切に処分すること。
- (7) 業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、関係法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。
- (8) 本業務の実施において、災害、事故等が発生した場合は、賃貸人は直ちに適切な措置を行うと共に、原因、経緯、被害状況について遅滞なく賃借人に報告するものとする。特に第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに賃借人に報告すると共に賃貸人の責任において早期かつ適切な解決を図ること。

- (9) 関係部局との調整に不備が無いよう、計画的に業務を行うこと。
- (10) 来校にあたっては、学校という施設を考慮の上、新型コロナウイルス感染防止対策としてマスクを着用すること。
- (11) こまめな両手の消毒を心掛けること。また、来校前の検温を徹底し、発熱等の体調不良がある者の来校を控えるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めること。
- (12) この仕様書に明記されていない事項については、本市との協議によること。

8 連絡先

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校施設課

施設整備係 椿原

電話：011-211-3832 FAX：011-211-3837

メールアドレス：seibihozen@city.sapporo.jp